

2018 年 3 月 14 日
株式会社神戸製鋼所

当社及び当社グループ会社に対する訴訟提起について

当社並びに当社の子会社である Kobe Steel USA Inc. (当社の出資比率 100% (注 1))、Kobe Steel International (USA) Inc. (当社の出資比率 100% (注 1)) 及び Kobe Aluminum Automotive Products, LLC (当社の出資比率 60% (注 1)) (以下「当社ら」と総称します。) は、2018 年 3 月 5 日付けで米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所(United States District Court Northern District of California)において訴訟 (以下「本件訴訟」といいます。) を提起されましたので、以下のとおりお知らせ致します。本件訴訟は、当社が製造し、本件訴訟の共同被告となっている自動車メーカーの製造する一定の車種の自動車に使用された金属製品 (以下「対象製品」といいます。) に関するものです。

(注 1) 当社の間接出資比率を含みます。

1. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

原告らは、対象製品を使用して製造された自動車をリースしている者又はその購入者であり、本来満たすべき引張強度、厚さなどの水準を満たしていない対象製品が当該自動車に使用されていることが原告らに対して開示されていれば、当該自動車のリース料等を支払わなかったはずであり、そのような対象製品が使用されていることによって当該自動車の転売価値が損なわれたなどとして、黙示の品質保証違反等を主張して本件訴訟を提起しています。

2. 訴訟を提起した者の概要

(1) 氏名 : Alejandro Nava

住所 : 米国カリフォルニア州オークランド

(2) 氏名 : Shantnu Malhotra

住所 : 米国カリフォルニア州サニーバール

3. 訴訟の内容

原告らは、当社らほか 5 社に対して損害賠償等を請求するとともに、本件訴訟を集団訴訟とすることを求めています。本件訴訟の訴状の中では、裁判管轄の基準額である 500 万米ドルを超えるとされていますが、具体的な訴額は一切明らかにされておりません。

2018 年 3 月 13 日現在、当社らは、いずれも本件訴訟について正式な訴状の送達を受けておらず、

当社らに効力を及ぼす訴訟手続は開始していないと認識しております。今後、訴状の正式な送達が行われるか否かについても、現時点では不明です。

4. 今後の見通し

正式な訴状の送達を受けた場合、当社らは、本件訴訟に適切に応訴して参ります。

また、今後、当社ら又はその他の当社のグループ会社に対して、本件訴訟と同種の訴訟が提起される可能性があります。

なお、本件訴訟による業績への影響は現時点で不明です。今後、影響の程度が判明した時点で公表を行う予定です。

当社及び当社グループ会社（当社グループ）における不適切行為に関連して、当社のお客様をも被告とする本件訴訟が提起されましたことは誠に遺憾であり、改めて関係各位にご迷惑をお掛け致しますことを深くお詫び申し上げます。本件訴訟を含め、当社グループの不適切行為に関してお客様に対する訴訟が提起された場合、当社は当該お客様と適切かつ緊密に連携を取りつつ対処して参る所存です。

以上